

「明治初年の下総農民による国替え停止運動について」 P.8 「田中藩中（南）相馬領の領地について」 補足説明（続き）

2022.5.21 森 雅城

先に、3月の「連絡の窓」に、標記原稿を掲載させていただきましたが、その際、参考資料として田中藩本多家の下総飛地領の各村の支配高を中相馬領、南相馬領別に一覧表（以下、本表という）にして提示しました。（本表については、お手数ですが、前掲原稿の P.8 資料を参照願います。）

その説明として、中・南相馬領の支配高の合計が、実際は田中藩の下総飛地領の石高とされる一万石を大きく超えること、及びその理由について説明させていただきました。

しかし、下記3点については、説明が長くなるとして、記載を省略させていただきました。

即ち

1. 本表に記載した「流山通史編 I」から転載の「元禄 14 年宛行分（石）」の各村の数値と「柏市史近世編」の数値は同じもの、もしくは近いものであるが、中には大きく違っているものがあること。
2. さらに、それぞれに記載の村の数や範囲などが違っているところがあること。
3. 最後に田中藩本多家の下総飛地領は、本表に記載の通り葛飾郡と相馬郡にわたっていますが、領地内の村数は葛飾郡の方が相馬郡より多いにもかかわらず、その領地をなぜ中相馬領や南相馬領と呼称するのか、さらに葛飾郡と相馬郡の位置関係や来歴など。

今回は、以上の3点について改めて説明を加えてみたいと思います。いずれも本表と関係のある項目ですが、その説明は実は本稿の元々のテーマとは余り関係のない話であります。しかし、本表を見られて、少なからず疑問を持っておられる方もおられると思います。

さらに、上記3点の説明を終えなくては、本稿が完了したことにならないのも、また事実です。

そのような理由で、今回掲載させていただきます。いずれも、昨年 11 月に Zoom による勉強会の席で口頭にて説明させて頂いたものでありますが、時間の

関係で、非常に早口で説明したため、不十分で理解しづらかったと思います。

また、これらは、いささか細かい話になりますので、今回は、できるだけ平易で丁寧な文章にて説明を試みましたので、一層のご理解を頂ければ、幸甚です。

1. まず、第1点について

- 1) 繰り返しになりますが、本表は、「柏市史近世編」に記載の各村の支配高と「流山通史編 I」に記載のそれ（元禄 14 年宛行分）とを比較してみたものですが、いずれもまったく同じか、よく似たものになっています。しかし、本表右 2.田中藩南相馬領の領地（支配高 6950 石余り）の上から 4 行目、大野村（市川市）の石高が柏市史では 624.703 石となっているのに対して流山通史編 I では 56.566 石と大幅に違っています。
- 2) 改めて、大野村の石高を調べますと、1156.5660 石が正しい数値ということが分かりました。（旧高旧領取調帳による）
しかし、これはまた、柏市史の上記大野村の石高と違うと思われませんが、柏市史近世編によると、本表大野村の下に記載の殿台村（市川市）は大野村に含まれ、殿台村の規模が大きいので、このように別に記すことがあるとのことです。両村は同一の村であり、名称は大野村ということでした。
- 3) 従って、大野村の支配高は、殿台村のそれとの合計、1156.566 石となり、上記の調べた数値と一致します。
- 4) 以上から、流山通史編 I に記載の大野村の数値は、間違いと思われれます。（転記するとき、あるいは印刷時に何らかの理由で、先頭の 2 つの数字、11 を洩らしたものだと思われれます。）
- 5) ついでに、指摘しておきますと、流山通史編 I、P.674 の第 14 表「葛飾郡における本多領に変遷」の下段、元禄 14 年宛行分、葛飾郡 32 か村の石高、122,223 石 3464 も問題です。これでは、石高は多すぎる。数字の 2 が重複しているもの思われれます。12,223 石 3464 なら理解できます。（このようなことは、しばしば起こることなのかどうかは分かりませんが、好ましくないのは、当然のことです。）

2. 次に第2点について

- 1) 田中藩本多家の飛地領は、中相馬領、南相馬領とも、それぞれ 21 か村、計 42 か村で構成されている旨説明しましたが、本表を見ると右側 2.田中藩南相馬領の領地（支配高 6950 石余り）では、22 か村になっています。
- 2) これは、上記 1.で説明した通り、大野村（市川市）と殿台村（同）は同一の村であり、そうすると問題なく 21 か村ということになります。
- 3) 問題は本表の左側、1.田中藩中相馬領の領地（支配高 8835 石余り）に

- については、この表を見る限り、21 か村で間違いなさそうに思われますが、既に、前回この表には、葛飾郡中曾根下谷新田（流山市）が洩れていることを説明いたしました。（前回掲載の補足説明、P.9 を参照願います。）これを、独立した村と考えるならば、中相馬領は、22 か村になるのです。
- 4) 柏市史近世編では、洩れていることは十分認識しているようです。なぜなら、前回の補足説明で記載した通り、中曾根下谷新田の石高、635.763 石は本表左側の支配高（合計）8835 石余りに含めているからです。（本表左側の 21 か村の合計だけでは、8835 石余りとはなりません。）
 - 5) そこで、柏市史近世編では、なぜ中曾根下谷新田を本表に掲載しなかったかということです。当該史では、当該新田が本表の村々から遅れて高入れされたという趣旨のことを述べていますが、それも理由の一つかもしれませんが、詳しい理由は不明です。
 - 6) いずれにしても、柏市史近世編では、中曾根下谷新田が独立した村かどうかは、一切言及せず、中相馬領はあくまで 21 か村としているのです。従って、南相馬領と併せて、42 か村となるのです。
 - 7) 他方、参考までに記載した流山市史では村の数にも、問題があります。先程の流山市史通史編 I、P.674 から P.675 に「第 14 表、葛飾郡における本多領の変遷」及び P.676 に「第 15 表、相馬郡における本多領の変遷」が掲げられ、その合計は、元禄 14 年宛行分として 42 か村、15709 石 0874 としています。
 - 8) これを見ると、明らかに、中曾根下谷新田（635 石 7633）を一つの村扱いとして、合計の村数を 42 か村としているのです。
しかし一方、柏市史に含まれていた田中藩中相馬領の領地、芦橋村（春日部市）が含まれていません。（本表を改めて、参照願います。）
 - 9) 流山通史編 I では、この村を含めなかった理由は、不明です。このように流山通史編 I では、芦橋村を田中藩の領地の村に含めず、中曾根下谷新田を結果的には一つの村として取り扱い、田中藩の飛地領は 42 か村としているのです。
 - 10) ところが、同じ流山市の資料、流山市史通史編 II、P.22 から P.23 にかけて、「第三表 下総国田中藩領」として相馬郡、葛飾郡合計、42 か村 15300 石 3251 としており、同通史編 I の記載の石高と若干の違いがあります。（400 石余り少ない）
 - 11) 村の数では 42 か村と同じですが、同通史編 I .で含めていた中曾根下谷新田を含めていないのです。正に、記載洩れです。しかし、逆に同通史編 1.で含めていなかった芦橋村を相馬郡として含めているのです。（これらの関係で、村数は同じになりますが、石高には違いが出ているものと考え

られます。) このように、流山市史通史編Ⅰ.及びⅡでは、田中藩下総の領地の内容に違いがあることを、この機会に指摘しておきます。 .

3. 最後に、第3点について

- 1) 次に、「相馬郡」について簡単に説明したいと思います。我々は、流山のガイドをしていますので、「相馬郡」とか「相馬領」という(地)名に触れることは、少ないと思います。しかし、田中藩本多家の下総飛地領のことを述べる時、この「相馬領」、「相馬郡」という(地)名に触れないわけにはいかないと思います。
- 2) 田中藩始祖の正重は、関ヶ原の合戦後の慶長7年(1603)10月、近江の国坂田郡内に1000石を下賜され、また大坂の役後の元和2年(1616)7月9000石を加重され、下総国相馬郡内に1万石を領有し、大名に列せられました。
- 3) ここに、相馬郡という言葉が出てきますが、郡内の具体的にどこの村かは不明です。
- 4) その後、2代正貫^{まさつら}は元和2年に家督を継ぎ、下総国香取、葛飾、相馬の三郡内に8000石を下賜され、2000石を収公されたという。この時の知行地の村は分かっており、葛飾郡の領地の方が、多かったといえます。
- 5) 以上の通り、初代は相馬郡に領地を与えられたというが、実際は葛飾郡の領地も含まれていました。なぜなら、初代の時に葛飾郡、船戸に中相馬領を治めるための代官所が設けられているからです。
- 6) 本多家の領地は葛飾郡の領地の方が相馬郡のそれより村数などが、多いにもかかわらず、なぜその領地を中相馬領、南相馬領と呼称するのかは、あるいは、初代の時に、相馬郡の領地の方が多かったとも考えられますが、結局詳細は不明です。もちろん、相馬郡とは、直接関係ないことも考えられます。
- 7) 次に、葛飾郡と相馬郡の位置関係です。まず、この「郡」というのはいつ出来たかという点、呼称としては、古くからあったようですが、行政区画としては、大宝元年(701)に、大宝律令が完成した時に遡ります。
- 8) 大宝律令下では、地方の組織として国(くに)、郡(こおり)、里(り)、717年以降、郷)が置かれ、それぞれ国司(こくし)、郡司(ぐんじ)、里長が任命されました。
- 9) P.6の参考資料「(東)葛飾郡と相馬郡の位置関係(その1)」をご覧ください。これを見ると、現在と地形図はかなり変わっていますが、葛飾郡は南北に細長く、現在で言えば、千葉県北西部、茨城県や埼玉県の一部、東京の葛飾区や江戸川区の全域やその一部が含まれています。

- 10) 但し、「流山の地名を歩く」（流山市教育委員会、流山市立博物館編集、発行）P.8によると、「下総国と葛飾郡」と題し、郡域は明確に比定されているわけではないとして、次のように指摘しています。「下総国の西端に位置する葛飾郡。千葉県内は市川・船橋・松戸・流山・柏・野田の各市。東京江戸川・墨田・葛飾・江東の各区。埼玉県内は江戸川右岸の三郷市・吉川市・松伏町・春日部市・杉戸町・幸手市、茨城県五霞町・古河市。これらの全域あるいは一部が葛飾郡内と考えられる。ただし、郡域が明確に比定されているわけではなく、研究者や出版物によって多少の差異が認められる。」としているのです。
- 11) 先程の地図をみますと、「葛飾郡」の隣に「相馬郡」があり、流山市にもかなり近接していたこととなります。前掲の「流山の地名を歩く」では、「流山市東部は、葛飾郡と相馬郡の境で、一部を相馬郡に比定する考えがある。」としています。つまり流山市東部の一部は、相馬郡であったという考えがあるということです。
- 12) このように、流山市も相馬郡と密接な関係があったということです。
- 13) さて、この律令制はその後 100 年位は続いたとされています。その後の鎌倉時代などの話は省略いたします。
- 14) 次に、P.7 の参考資料「(東) 葛飾郡と相馬郡の位置関係 (その 2)」をご覧ください。この地図は、「角川日本地名大辞典、千葉県」よりコピーし、スキャンしたものであるため、色や輪郭が不鮮明で、形も曲がっており、分かりづらくて 申し訳ありません。
- 15) 細かい説明は省略させていただきますが、この地図は、千葉県の明治 4 年頃から同 30 年頃までの行政区画の変遷を郡を中心に簡潔にまとめた地図ということになります。明治の初期からの行政図なので、これが江戸時代の葛飾郡と相馬郡の位置関係を見るためにも、参考になるのではないかと考えたのです。
- 16) さて、この地図の北西方向に、太字で「東葛飾郡」、またさらに小さく細字で「東葛飾郡」と「南相馬郡」とが表示されています。この「南相馬郡」がいわゆる千葉県内の「相馬郡」に相当するもので、現在の柏市の一部や我孫子市に当るものです。これで、その位置関係が比較的良好に分かると思います。
- 17) この「南相馬郡」は、明治 30 年 (1897) 4 月 1 日に「東葛飾郡」に統合され、消滅します。「北相馬郡」という地名もありましたが、これは、茨城県側にあったものです。なお、「中相馬郡」という地名はありませんでした。

以上

参考資料

(東) 葛飾郡と相馬郡の位置関係 (その1)

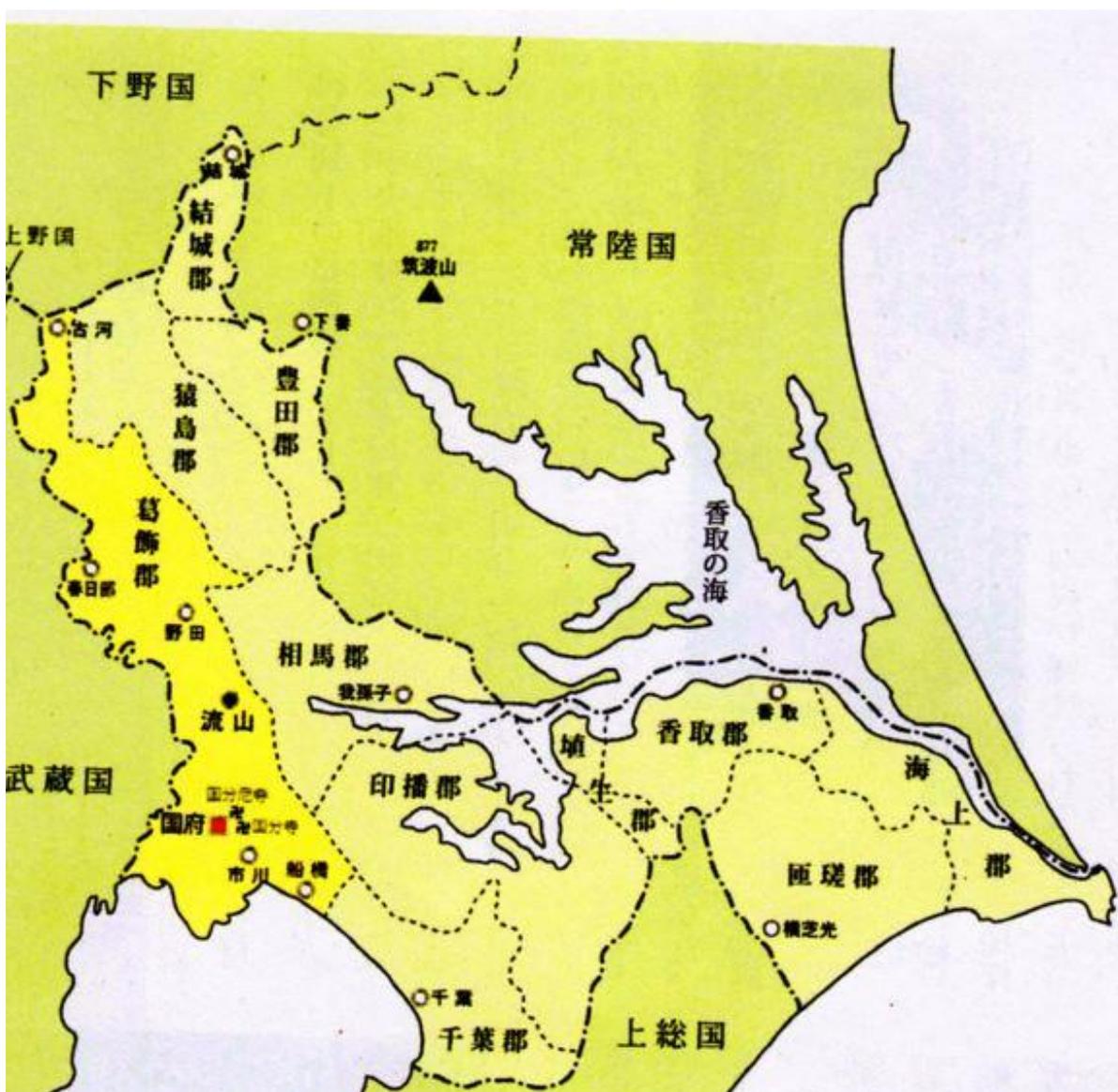


図1. 8世紀大宝律令下の「下総国の郡」(「ふるさと流山のあゆみ」より)

参考資料

(東) 葛飾郡と相馬郡の位置関係 (その2)

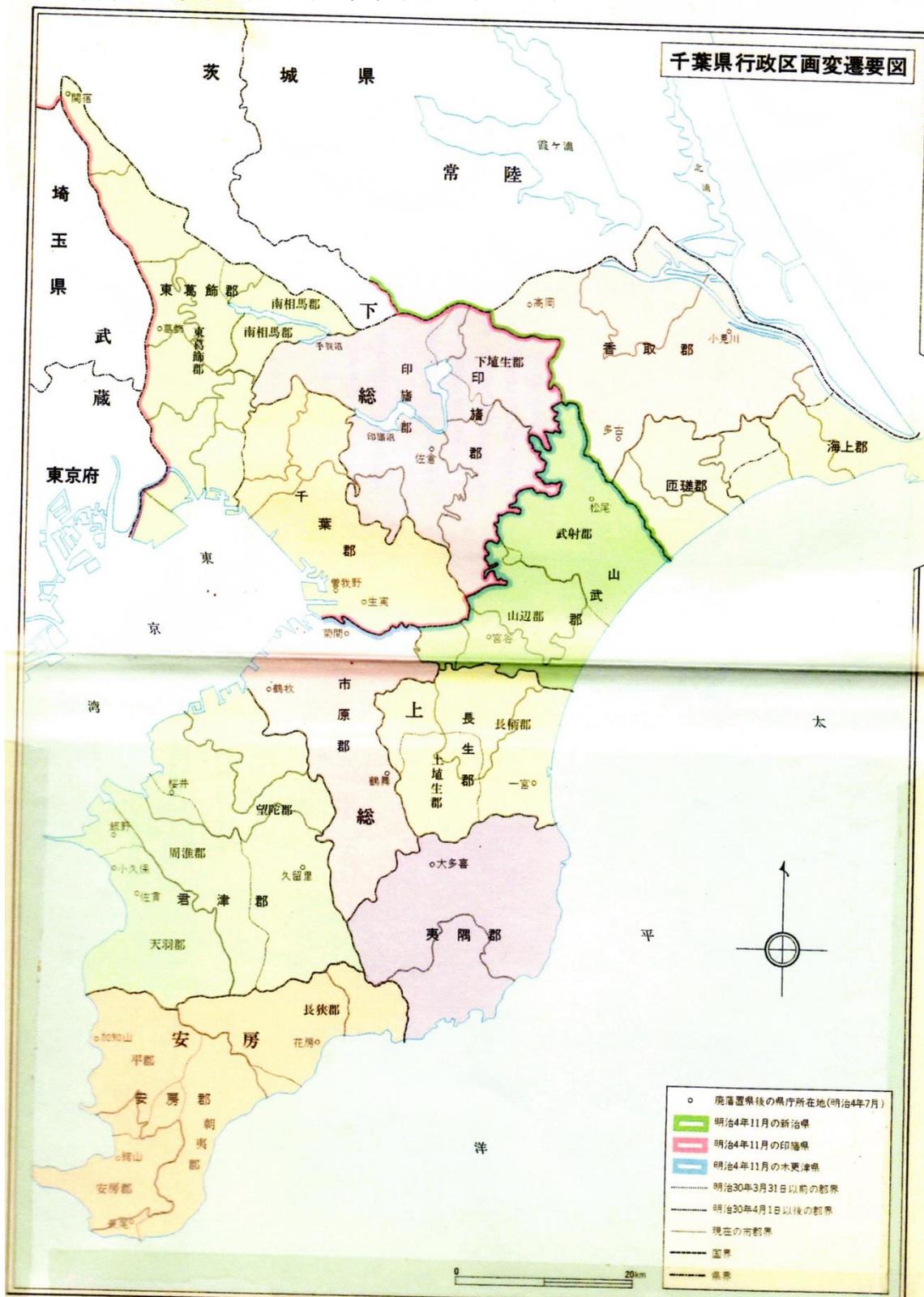


図 2.千葉県行政区画変遷要図 (「角川日本地名大辞典、千葉県」より)